

# 感染防止策チェックリスト（利用者向け）

## 利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
  - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。手指消毒液は持参すること。
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 1時間に2回、窓等を2方向から開け、換気を数分行うこと
- 利用後に使用備品、床を消毒すること
- 参加者すべての連絡先を把握し、保健所等の要請があれば名簿を提出すること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

## 利用者が活動を行う際の留意点

- 十分な距離の確保
  - 打合せ・会議・運動など活動内容に関わらず、施設内にいるすべての者が、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
  - 呼気が激しくなる強度が高い活動の場合は、より一層距離を空けること
  - マスク着用等の飛沫防止が困難な活動の場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること
- 参加者・来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存すること
- テーブル・椅子等の物品の消毒を定期的に行うこと
- タオルの共用はしないこと
- 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと
- 飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
  - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
  - 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
  - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること